

外貨証券に対する投資残高に関する報告書

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び _____
 代表者の氏名 _____
 報告者の区分 (該当分に○) _____
 1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他 _____
 所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名 (電話番号) _____

勘定区分 (該当分に○)

<input type="checkbox"/>	銀行勘定分
<input type="checkbox"/>	信託勘定分

1 自己分

(1) 非居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

所在国 又は地域	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
 - 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 信託業務を兼営する銀行等にあつては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
 - 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

1 自己分

(2) 居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 部分別類	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
 - 2 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 3 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 4 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

2 国内寄託分

〔 銀行等 (該当分に○) 金融商品取引業者 その他 〕

(1) 非居住者発行証券 (年末現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

所在国 又は地域	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
 - 寄託先により、銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。）、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
 - 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

2 国内寄託分

〔 (該当分に○) 銀行等 金融商品取引業者 その他 〕

(2) 居住者発行証券 (年末現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 部門別 分類	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
 - 寄託先により、銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。）、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
 - 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の名称： _____

3 保護預り分

(該当分に○)
{ 銀行 その他金融機関 一般政府 中央銀行 その他 }

(1) 非居住者発行証券 (年末現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

所在国 又は地域	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
- 2 寄託者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
- 3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
- 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

3 保護預り分

(該当分に○)
 銀行 その他金融機関 一般政府 中央銀行 その他

(2) 居住者発行証券 (年末現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 部門別 分類	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
 - 寄託者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
 - 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものには億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

「外貨証券に対する投資残高に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2020年10月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）

（注）ト 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

チ 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項第1号の2、第14条の2第3項第1号の2、第14条の3第3項第1号の2
（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第22条第3項第1号の2（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第22条第4項第1号の2（1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末まで。

——提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記入する金額の単位

発行通貨が円貨のものは億円（単位未満四捨五入）、その他の通貨は百万通貨単位（単位未満四捨五入）

8. 報告の対象

- (1) 自己が保有する外貨証券（外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいい、二重通貨・逆二重通貨債券及びユーロ円債を含む。以下同じ）及び自己が居住者から保護預りをしている外貨証券の毎年12月末現在の保有残高（約定ベース）を、自己分、国内寄託分及び保護預り分に区分して報告すること。ただし、保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。また、証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）に係る残高の変動は、スタート・エンド時点で反映させること。
- (2) 対外直接投資に係る外貨証券（会社型投資信託に係る株式のうち、持分が10%以上になるものを含む）は報告対象に含めないこと。
- (3) 法人格のない組合（海外のパートナーシップを含む）に対する出資は、外為法上の証券には該当しないことから外国為替業務としての報告は不要であり、報告対象に含めないこと。
- (4) 「自己分」には、自己の勘定で保有している証券のうち、自己が現物を保管しているもの（証券保管振替機構に預託しているものを含む）又は海外保管機関に自己の名義で保管の寄託を行っているものを報告すること（登録債については登録済通知書を保管しているものを報告すること）。
- (5) 「国内寄託分」には、自己の勘定で保有している証券のうち、本邦にある銀行等（外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ）又は金融商品取引業者等に保管を寄託しているものを報告すること（登録債については登録済通知書の保管を寄託しているものを報告すること）。なお、この場合、寄託先により、銀行等、金融商品取引業者及びその他（その他とは、銀行等、金融商品取引業者以外の者）に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
- (6) 「保護預り分」には、他の居住者（本邦にある銀行等又は金融商品取引業者を含む）から寄託を受けた証券のうち、自己が現物を保管しているもの（証券保管振替機構に預託しているものを含む）又は海外保管機関に自己の名義で保管の寄託を行っているものを報告すること（登録債については登録済通知書の保管を行っているものを報告すること）。なお、この場合、寄託者の部門別に銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別葉で報告すること（信託業務を兼営する銀行等の信託勘定からの保護預りについては、「その他金融機関」に区分すること）。区分詳細については下表を参照。

1. 銀行	<p>業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。</p> <p>(1) 銀行（日本銀行を除く）</p> <p>(2) 協同組織金融機関</p> <p>(3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関）</p> <p>(4) その他法律に基づいて設立される金融機関</p>
2. その他金融機関	<p>金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。</p>

3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。
5. その他	上記1.～4.に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

(7) 証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）に係る残高の変動は反映させるが、現先取引に係る残高の変動は反映させないこと（居住者間取引を含む）。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。報告者の区分は、8.（5）の分類に基づいて区分すること。

(3) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(5) 「勘定区分」欄

信託業務を兼営する銀行等にあつては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し、「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。

(6) 各項目の記入について

イ. 「所在国又は地域」欄には、証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入すること。ただし、ADRなどの外国預託証券については、原株式（資産）の発行体の所在国等を記入することとし、発行体の所在国等が日本の場合は、「その他（999）」とすること（なお、国内発行の預託証券（JDR）は、居住者発行円払証券として取り扱うため本報告書の対象としない）。発行体が国際機関の場合は、取りまとめて「国際機関（009）」として記入すること。発行体が欧州連合の場合は、「欧州連合（821）」と記入すること。ただし、発行体が欧州投資銀行の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。

—— 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名を記入すること。

ロ. 「通貨」欄には、当該証券の券面通貨を記入すること。

ハ. 「株式」欄には、株式のほか、出資の持分について記入すること。ただし、優先株、優先出資証券のうち予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものは、「中長期債券」の「事業債」に含めて報告すること。

ニ. 「投資信託に係る株式及び受益証券」欄には、投資信託（会社型及び契約型）について記入すること。投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び類似する外国の法令に準拠して設定されている会社型投資信託の投資証券及び契約型投資信託の受益証券が該

当（例えば、ETFやREITにも対象となるものがあり得る）。会社型投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第12項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人が該当。契約型投資信託には、当該法律第2条第1～3項に規定された「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」及び類似する外国の法令に準拠して設定された投資信託が該当。

- ホ. 「中長期債券」欄には、公社債（社債的受益権を含む）のうち、原契約期間（発行時に予定されていた発行から償還までの期間をいう。以下同じ）が1年超の証券について記入すること。なお、国債、政府機関債、国際機関債及び地方債は「国債・公債」欄に、それ以外の債券は「事業債」欄に、それぞれ区分して記入すること。
 - ヘ. 「新株予約権等」欄には、新株予約権（新株予約権証券、新株予約権証書）、新投資口予約権（新投資口予約権証券）及びカバードワラントについて記入すること。
 - ト. 「短期証券」欄には、公社債（社債的受益権を含む）のうち、原契約期間が1年以内の証券について記入すること。
 - チ. 「譲渡性預金証書」欄には、譲渡性預金（指名債権であるものを除く）の預金証書について、原契約期間が1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。
 - リ. 「コマーシャル・ペーパー」欄には、コマーシャル・ペーパーについて、原契約期間が1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。
 - ヌ. 「その他」欄には、上記以外の証券について、原契約期間が1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。
- (7) 計数の記入にあたり、上段には、原則として時価を記入し（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない）、下段には、額面金額を記入すること。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。
- (8) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- (9) 本報告の対象となる残高がない場合には、報告省令第21条の規定による報告をする者を除き、本報告書の提出を要しない。一方、報告省令第21条の規定による報告をする者は、本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記載して報告すること。なお、本報告の対象となる残高があるものの、当該残高が報告単位金額に満たない場合には、「0」と記入のうえ報告すること。